

子どものオンラインゲームのトラブルに注意しましょう!

夏休みは、子どもたちが普段よりインターネットやオンラインゲームに触れる時間が長くなりますが、子どものオンラインゲームによるトラブルが急増しています。

事例1

小学生の息子が、家庭用ゲーム機でゲームのポイントを入手するため、クレジットカードで約7万円課金していたことが分かった。息子は父親のクレジットカードが登録された父親のアカウントを利用してゲームをしていたようだ。

事例2

携帯電話会社からキャリア決済の支払額が10万円を超える通知が届いた。家族に確認すると、小学生の娘が母親のスマートフォンでオンラインゲームをしており、こっそり盗み見たパスワードを入れて課金したという。

娘はお金を払っているつもりはなかった。

アドバイス

- ・スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。
 - ・保護者用のアカウントで子どもが課金した場合、子どもが課金したと証明することは難しく、取消しが認められないケースがあります。
 - ・子どもの予期せぬ課金を防ぐためにも、ペアレントコントロール機能を利用しましょう。
- この機会に、オンラインゲームのルールについて家族で話し合ってみましょう!

■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合せ先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 9月分:8/1(火)~ 10月分:9/1(金)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	8月10日(木)・25日(金)、9月8日(金)・ 22日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
	9月21日(木) 10時~12時	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830	
	9月19日(火) 10時~12時	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	
	8月18日(金) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	9月26日(火) 10時~12時	西方総合支所 1階 会議室	
	8月17日(木) 10時~12時	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室	
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	8月1日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43) 0294
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始:8/1(火)8時30分~	8月18日(金) 10時~12時		
司法書士相談(相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等)予約開始:8/1(火)8時30分~	8月16日(水) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:8/1(火)8時30分~	8月18日(金) 14時~16時		
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月~金曜日 9時~16時 (第2・4・5金曜日は休所)	本庁舎 2階 消費生活センター ☎(23) 8899 FAX (23) 8820	
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆8月8日(火)、22日(火) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	
	9月21日(木) 10時~12時	大平総合支所 1階 相談室	
	9月19日(火) 13時30分~15時30分	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	8月18日(金) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 大会議室	
	9月26日(火) 13時30分~15時30分	西方公民館 2階 小会議室	
8月17日(木) 13時30分~15時30分	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室		
市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 2階 市民相談室	
人権相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830、厚生センター ☎(24) 2444、人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9時~16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21) 2218	
いじめ相談電話	月~金曜日 9時~17時	本庁舎青少年育成センター ☎(24) 0667 ✉gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談(非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター ☎(23) 6566 ✉gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談(0~17歳の子どものとその家族、ヤングケアラー等)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21) 2227	
児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 子育て支援課 ☎(21) 2227 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)	
婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 子育て支援課 ☎(21) 2229	
障がい児者相談(福祉サービスの利用障がいや理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21) 2219 FAX (21) 2682	
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回8月10日) 10時~12時、13時~15時	祝日除く 栃木勤労青少年ホーム ☎(22) 3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43) 5191	
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3木曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時 第2・4木曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	祝日除く 本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	8月10日(木) 10時~11時30分	都賀公民館 講堂 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2171・2246	



住宅リフォーム工事や屋根工事の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をおおって契約を迫る「点検商法」の相談が消費生活センターに多く寄せられています。特にこれからの季節は大雨や台風が多くなるため、業者の訪問に特に注意が必要です。



事例

1

不安をおおりに、必要のない契約を迫る

「近くで工事をしている」という業者が来て、「お宅の屋根が傷んでいるように見えたので、ついでに点検しますか?」と言われて頼んだ。業者に「このままでは雨漏りする」と言われ、直ぐに契約したが、後で必要のない契約だと分かった。

事例

2

嘘の理由で保険金の請求をさせる

「火災保険を使って屋根の修理をしないか」と業者が訪れ、「保険の範囲内で修理する、自己負担はない」と言われ契約した。保険会社には、2年前の台風で壊れたと言うように指示され困った。

事例

3

点検中にワザと屋根を壊された

点検後に業者から壊れた屋根の写真を見せられ、修理の契約をした。後日、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。



アドバイス

- ・突然訪問に来た業者に、点検させないようにしましょう。
- ・訪問販売は、不意打ち性が高く、冷静な判断ができずに契約に至ってしまうケースがあります。業者に急かされても直ぐには契約せず、複数の業者から見積もりを取りましょう。修理や工事をする際は、家族に相談し、本当に必要な契約か比較検討しましょう!
- ・経年劣化した部分の修理は、火災保険の保険金は支給されません。保険会社に申請する際に、嘘の説明をするように言われた時は、きっぱりと断りましょう。

クーリング・オフ



訪問販売で契約した場合、契約した日から8日間はクーリング・オフ(頭を冷やして考える期間)ができます。クーリング・オフ期間が経過しても、おかしい、納得できないと思った場合には、消費生活センターに相談しましょう!

☎ 消費生活センター(本庁舎 2階) ☎(23) 8899

イラスト: 消費者庁イラスト集より

**屋根・外壁塗装
リフォーム請負工事**
**地域密着店
完全自社施工**
見積無料

いたくら会計
 板倉聡公認会計士・税理士事務所
(関東信越 税理士会所属) 板倉公認会計士事務所
 公認会計士・税理士 板倉 聡
 税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司
 税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康
 〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:itakura@ita-trust.jp